

日本学生支援機構給付奨学生 自宅外通学申請書について

高等学校在学中に本奨学金の予約をし、自宅外通学の要件に該当する学生は、次の書類を期日までに提出してください。

◆ 提出期限

令和8年3月17日（火）

※3月17日に間に合わない場合は、入学後に学務課学務・学生支援係窓口まで提出してください。

3月17日までに提出された場合、給付奨学金の初回支給から自宅外通学の月額が支給されます。

3月17日までに提出できなかった場合や、書類に不備があった場合は、手続きが完了するまで自宅通学の月額で支給されますが、手続き完了後、初回に遡及して差額分も支給されますので、給付金の受取額に変更はありません。

◆ 提出書類

・ [給付様式35] 自宅外通学申請書（記入例を参照）

・ 賃貸借契約書の写し等

（対象区分・必要証明書類確認チャート（表面）・（裏面）を参照）

※提出された証明書類は返却しませんので、写しを提出してください。

※様式35チェックシートで、提出前に記入漏れがないよう確認してください。

詳細は、日本学生支援機構ホームページをご確認ください。(https://www.jasso.go.jp)

書類に関するお問い合わせ及び提出先については、下記までお願いいたします。

〒060-8556 札幌市中央区南1条西17丁目

北海道公立大学法人札幌医科大学事務局

学務課 学務・学生支援係 奨学金担当宛て

Tel: (011) 611-2111 (内線 21930)